事　務　連　絡
平成２５年２月２１日

長崎労働局労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成２５年２月１２日付けで協議のあった下記１の事案について、下記２のとおり回答する。

記

1　長崎労働局[redacted]労働基準監督署　[redacted]　事案
2　本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。
療養補償給付については、概ね、[redacted]を支給対象とすること。[redacted]については主治医の意見に基づき判断されたい。なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。